

公益社団法人日本ダンススポーツ連盟

PDブロック選手権大会実施規程

(目的)

第1条 この規程は、PDブロック選手権大会の実施方法を定めることを目的とする。

(大会の主催)

第2条 本大会の主催は原則として、公益社団法人日本ダンススポーツ連盟PD（以下「JDSF-PD」という。）の各PDブロックとする。主管となる組織は、各都道府県組織又は支部組織とする。

(大会名)

第3条 大会名は第〇回PD〇〇ブロック選手権大会を使用する。ただし、サブタイトルとして固有大会名称を使用することを認める

(競技区分)

第4条 本大会においては下記の競技区分により構成するものとし、区分1の他に2～3のいずれかを盛り込まなければならない。これを変更する場合はPD競技部の承認を得る。

- (1) PDブロック選手権
- (2) JDSF統一級 A級戦～D級戦 1級戦～3級戦
- (3) マスタークラス戦、マスターズ戦
- (4) ティーチャー&スチューデント (T&S)
- (5) ライジングスター戦

(実行委員会)

第5条 実行委員長及び副実行委員長はPDブロック運営委員会において任命する。実行委員長は任命を受けた後、速やかに実行委員会を結成し、実行委員名簿、大会要項と予算書を開催日5ヶ月前までにPDブロック運営委員会に提出し、PD競技部の指導を受ける。

(PDブロック運営委員会承認)

第6条 PDブロック運営委員会は、第5条で提出された申請について、その適正を審査し、実行委員長に承認を与える。

(PD公認手続き)

第7条 PDブロック運営委員会の承認後、実行委員長は開催日3ヶ月前に、PD競技部公認手続きを行わなければならない。

(PD審判員及び人数)

第8条 PDブロック選手権の審判員は、PD公認審判員及びJDSF公認審判員5人以上とする。その他、PD競技規程の定める規程に従う。

(競技に関する事項)

第9条 競技種目、服装等の競技に関する事項はJDSF競技規則、PD競技規程によるものとする。

(大会会長)

第10条 PDブロック選手権大会の大会会長は、PDブロック運営委員長とする。

(実行委員会役員)

第11条 実行委員会役員の日当、交通費及び宿泊費はJDSF規程に準ずる。会計所管は、実行委員会とする。

(報告の義務)

第12条 実行委員長は競技会終了後、2週間以内に下記の書類をPD競技部までに提出しなければならない。

- (1) 競技会結果報告書及び添付書類
- (2) PDブロックランキングポイント集計表
- (3) 大会プログラム

(会計報告)

第13条 会計報告書は大会終了後3ヶ月以内にPDブロック運営委員会に提出し、承認を得なければならない。

(利益・損失)

第14条 本大会で得た利益または損失は大会主催団体の帰属とする。

附 則

- 1 この規程は、平成28年12月25日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年1月1日から施行する。
- 3 この規程は、2019年8月4日から施行する。